

水道料金改定に関する Q&A

戸田市水安全部総務課作成

Q.なぜ料金改定をすることになったのですか。

A.水道料金収入と給水に係る費用のバランスを示す指標である「料金回収率」は恒常的に100%を下回っており、健全な事業運営が確保されているとは言い難い状況となっている中で、老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の更新等に係る費用は増加傾向にあることから、将来にわたる水道の安定供給のため、速やかな事業運営の健全化を図る必要があると、専門家等で構成された上下水道事業経営審議会にて判断されたことから、改定を行うことになりました。

Q.料金回収率とはなんですか。

A.供給単価(水道料金収入)と給水原価(給水に係る費用)のバランスを示す経営指標です。100%を下回っている場合は、給水に係る費用を他の収益で賄っていることとなり、提供するサービスの対価である水道料金収入により、給水事業が維持されていないことを意味します。

Q.人口が減少していないのに、なぜ収入が減っているのですか。

A.水道料金収入については、節水機器の普及や節水意識の向上による1人当たりの使用水量の減少や、工場等において、高性能な節水機器の導入が加速していることによる、大口利用者からの水道料金収入の減少等が主な要因となっています。

また、水道料金収入が水道事業運営に係る費用に対して不足するお金を、新築の建物が水道を使用開始する際などにご負担いただく分担金、加入金収入(以下、「分担金等収入」という。)で補てんする状況にありましたが、宅地開発面積の縮小に伴う、新築件数の減少により、分担金等収入も減少傾向にあります。

Q.審議会とはどのようなものですか。

A.上下水道事業経営審議会のことで、知識経験者として、大学の名誉教授や日本水道協会、日本下水道事業団の職員、税理士の4名のほか、各種団体からの選出及び一般公募による使用者代表の市民委員最大10名で構成される市長の諮問機関として位置づけられています。

Q.どのような事を検討したのですか。

A.①**料金回収率の確保(回収率100%)**

平成10年度以降、恒常的に100%を下回っており、健全な事業運営が確保されているとは言い難い状況にあったことから、新たな水道料金水準は、料金回収率100%を料金算定期間中維持することができる水準とする必要があると確認されました。

②水道施設の更新等に係る費用

強靱で持続可能な水道事業を将来にわたり維持していくためには、事業計画に基づく老朽施設に係る更新、耐震化等の事業を着実に推進する必要があることが確認されました。

令和4年度決算時点で類似団体平均と比較して低い水準である管路更新率（戸田市0.28%、類似団体0.60%）の改善や運用開始から50年以上経過した浄水場の更新には多額の資金が必要となります。

③水道料金の定期的な見直し

水道法施行規則において、3年から5年の収支試算に基づき、同様の期間ごとの適切な時期に見直すことと定められていることから、料金算定期間を3年又は5年と改定案を検討し、適切な時期に定期的な見直しを行うことが確認されました。

④資産維持費の計上

水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）では、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として、令和6年度時点において償却対象資産の3%を標準としています。本市では年間約5億円程度が必要となります。

なお、資産維持費を計上している他事業体では、3%では足りず5%程度としている事業体もあります。

⑤激変緩和措置の検討

物価高騰を踏まえ、市民生活への影響を抑えるため、①から④すべてではなく、①料金回収率100%の確保と③定期的な見直しのみを採用した案（改定率33.66%）としました。本来であれば、資産維持費を含めた61.20%の改定が必要とされています。

Q.資産維持費とはなんですか。

A.水道料金水準の設定にあたり、現行の給水サービスを維持するために実施する配水管や浄水場など水道施設の更新に備えるために確保するお金のこと。資産維持費が計上されていない水道料金水準の場合、将来の更新に必要な財源が適切に確保されず、安定的な水道事業の運営に支障をきたす可能性があります。

Q.33.66%の料金改定が必要なのですか。

A.現行の料金水準が維持された場合、節水機器の普及等により料金収入の大幅な増加は望まれない一方、物価高騰による事業費の増加により、赤字予算の状態が拡大し、赤字額の急激な増加が予測されます。

そこで、地方公営企業の経営原則である「独立採算制」を達成するため、適正な料金回収率の確保を前提としたところです。

料金回収率とは、原価100円の水を100円で売る状態を料金回収率100%とし、100%以上が適正な割合と判断されます。現状では原価100円の水を93円程度で皆様

へ届けている状態であることから、料金回収率100%を確保するために算定した結果、33.66%の料金改定が必要であると判断されました。

Q.今後も料金改定を行う予定があるのですか。

A.水道法施行規則において、3年から5年ごとの見直しが規定されており、今回の料金改定では激変緩和措置として、料金算定期間を令和7年度から令和9年度までの3年としたことから、令和10年度以降の水道料金水準については、今後検討を進めていく予定です。

Q.次回の見直しで今回と同程度以上の改定はありえるのですか。

A.現時点では算定できないため未定ですが、審議会では、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額である「資産維持費」について、償却対象資産に対して3%を計上することとして算定された61.20%の料金改定が必要と判断されましたが、物価高騰等に伴う市民生活への影響を考慮し、激変緩和措置として33.66%を採用しました。

また、浄水場等の水道施設の更新費用として必要となる財源の確保も課題となっていることから、次回の見直しでは、資産維持費及び更新費用の算入について検討していくこととなります。

Q.改定の先延ばしはできないのですか。

A.今般の物価高騰に伴う市民生活における家計負担の増加等を考慮するため、慎重な判断が求められたところですが、水道料金収入の減少や老朽化した施設の更新等に係る多額の財源確保等、今後における水道事業を取り巻く環境を勘案した場合、改定時期の先延ばしは、結果として将来の料金改定率の増加に直結することから、直ちに収益的収支の改善に努め、事業運営の健全化を図る必要があると判断されました。

Q.市からお金をもらうことはできないのですか。

A.地方公営企業法において、水道料金等の収入をもって事業を運営する「独立採算制」が原則となっています。そのため、消火栓の設置・更新や児童手当など一部の例外を除き、原則として水道料金や分担金等収入などで運営していく必要があります。

Q.分担金・加入金収入とはなんですか。

A.分担金とは、新築の建築に係る給水装置の新設又は改造の際に発生する収入のことです。

加入金とは、集合住宅等の特定住宅の受水槽以下の給水装置の新設又は改造の際に分担金にかえて、メーター数に応じた水道利用に伴い発生する収入のことです。

なお、宅地開発面積の縮小等に伴い、今後減少していくことが見込まれます。

Q.県内の他自治体の状況はどうですか。

A.すでに複数の事業体で料金改定を実施しています。また、令和8年度から埼玉県から購入する水道水の単価が約21%の値上がりとなることを受け、今後の料金改定を検討している事業体が複数あります。

※戸田市では市内に給水している水のうち、約8割を埼玉県から購入しています。

Q.減免措置はないのですか。

A.減免措置はありません。水道事業は料金収入にて事業運営を賄っており、基本料金は検針等の料金収納や施設の維持費などの固定費に、従量料金は、動力費や薬品費など、給水量に応じて係る経費に充てられていることから、減免をすることにより、必要経費が不足する恐れがあります。

※削除

Q.利益が出ているが改定は必要なのですか。

A.令和5年度、6年度予算において赤字予算を調製しており、支出の抑制などにより決算の段階では純利益が出ていますが、修繕等を最低限としたいいわゆる「先延ばし」を実行した結果であり、料金改定までの一時的な対応の結果となります。

また、老朽化した配水管や浄水場などの更新には多額の財源が必要となるため、利益を積み立てていく必要があります。併せて、水道料金収入の減少、物価高騰等に伴う事業費用の増加を勘案した場合、早急な経営改善が必要と判断されたことから改定は必要となります。

Q.新料金適用のタイミングを教えてください。

A.令和7年4月1日より改定された新料金が原則適用となりますが、和7年3月31日までに水道使用の申込みをされている方で、令和7年度最初の検針（4月又は5月）時に使用水量「1 m³以上」となっている場合は、旧料金が適用されます。

※令和7年3月31日までに水道使用の申込をした場合でも、翌4月又は5月の最初の検針時に使用水量が「0 m³」の場合は、改定後の基本料金が適用されます。